

安全データシート

会社名：株式会社 高純度化学研究所

住 所：〒350-0284 埼玉県坂戸市千代田 5-1-28

電 話：049(284)1511 F A X：049(284)1351

作成部門：品質保証部

整理番号：ALI08PAG

作 成：1996年 5月10日

R3 : 2016年 3月24日

1 化学物質等及び会社情報

1.1 製品情報

製品名：Al₂S₃ 硫化アルミニウム Aluminum sulfide

カタログ#	ALI11XB	—
純度, 形状, サイズ μm	98%, 不定形, —	4N, 粉末, —

1.2 会社情報 上部に記載

2 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に対する有害性	環境に対する有害性	物理化学的危険性
データなし	データなし	水反応可燃性化学品；区分1

GHS ラベル F



絵表示

注意喚起語 危険

危険有害性情報	注意書き
水に触れると自然発火するおそれのある可燃性/引火性ガスを発生	激しい反応と火災の発生の危険があるため、水と接触させないこと。 湿気を遮断し、不活性ガス下で取り扱うこと。 消火の際には防火服を着用し、消火方法を事前に確認すること。 皮膚についた場合、多量の水を流しながら石鹸を使ってよく落とす。異常があれば医師の診断を受ける。 涼所に置き、日光を避ける。容器を密閉して換気の良いところで保管する。 内容物/容器を法規に従って廃棄すること。

国・地域情報：・ 対応規制なし。

その他の危険有害性：・ 水と接触すると毒性、可燃性のガスを発生するおそれがある。
その他、該当項目に参考情報を記載した。

3 組成, 成分情報

化学名：硫化アルミニウム

化学式：Al₂S₃

P R T R法：非該当

官報公示整理番号：・ 化審法 既存化学物質 9-2399

C A S #：1302-81-4

T S C A：登録

単一製品, 混合物の区分：単一製品

Aluminum sulfide

組 成：100 %

RTECS#：登録なし

EINECS：2151090

4 応急措置

目に入った場合：・ 流水で眼を最低15分間洗浄し、眼科医の手当を受ける。

・ 洗眼の際、瞼を指でよく開いて、眼球・瞼の隅々まで水が行き渡るようにする。

- 皮膚に着いた場合：・ 物質に触れた部分を多量の水を流しながら、石鹼を使ってよく落とす。
- ・ 外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は、医療処置を受ける手配をする。
- 吸入した場合：・ 被災者を空気の新鮮な所に移し、医療処置を受けさせる。
- ・ 鼻をかませ、うがいをさせる。
- 飲み込んだ場合：・ 直ちに医療処置を受ける手配をする。水でよく口の中をうがいさせる。

5 火災時の措置

- 一般的注意：・ 水と反応して毒性、可燃性のガスを発生するおそれがある。
- ・ 消火の際には必ず保護具を着用する。
- 消火方法：・ 危険でなければ火災区域から容器を移動させる。
- ・ 乾燥砂などにより窒息消火する。周囲の可燃物を去り、延焼防止を図る。
 - ・ 状況に応じ、消火せず、火災拡大を防いで燃え尽きさせる。
 - ・ 消火に水を用いてはならない。
- 消火剤：・ 乾燥砂、膨張真珠岩、消石灰、金属火災用粉末消火器。

6 漏出時の措置

- 一般的注意：・ 可能であれば漏れを止める。
- 処理作業員に対する注意：・ 作業の際には保護具を着用し、粉末の付着、吸入を防ぐ。
- ・ 屋内の場合処理が終わるまで十分に換気する。屋外では風上から作業する。
 - ・ 付近の着火源になる物を速やかに取り除く。
- 環境影響に対する注意：・ もれ出た物質や希釈水が河川等に排出されないよう注意する。
- もれ出た物の処理に対する注意：・ 乾燥砂等に吸収させて掃き集め、密閉できる空容器に回収。

7 取り扱い及び保管上の注意

取扱上の注意

- * 一般的注意：・ 本製品は大気中の水分と反応して可燃性ガスを発生するおそれがある。不活性ガス中での取扱が望ましい。
- * 作業員の暴露防止：・ 適切な身体保護具を着用し、局所排気装置を利用して作業員が物質の蒸気や粉塵を吸引しないようにする。
- ・ 取扱いは、換気の良い場所で行う。

保管上の注意

- * 一般的注意：・ 乾燥した冷暗所に、容器を密閉して保管する。
- ・ 水分との接触を避け、開封前の状態を維持する。

8 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度：・ 作業環境評価基準(2015) 規定なし
- 許容濃度：・ 日本産業衛生学会(2015) 第3種粉塵 8mg/m³(総粉塵), 2mg/m³(吸入性粉塵)
- ・ ACGIH(2013), OSHA(2006); 記載なし。
- 設備対策：・ 製品に暴露される可能性のある場合は局所排気設備等の排気設備を使用すること。
- 保護具：・ 呼吸用保護具＝空気呼吸器, 防塵マスク, 保護眼鏡＝ゴーグル型, 保護面(防災面), 保護手袋＝革手袋又は耐熱性, テフロン製, その他＝保護服, 長靴, 前掛け, アームカバー

9 物理的及び化学的性質

注) 指数以外の右肩付数は温度(°C)

- 外 観 等：・ 黄色－灰色固体。
- 化 学 式： Al₂S₃ 式 量： 150.2
- 融 点： 1100 °C
- 沸 点： 1550 °C (窒素ガス中) 昇華
- 密 度： 2.02 g/cm³

溶解性

- * 水 : ・ 水で加水分解して水酸化アルミニウムと硫化水素になる。
- * 可 溶 : ・ 酸に溶けて分解する。

可燃性 : ・ 空气中で加熱すれば発火する。

酸化性 : ・ なし。

10 安定性及び反応性

化学的安定性 : 容器を密封して室温保管で安定。

- * 避けるべき条件 : ・ 湿気, 空気, 水分
- * 混触危険物質 : ・ 酸化剤, 酸

11 有害性情報

急性毒性(経口) : ・ GHS 判定 データなし。

急性毒性(経皮, 吸入) : ・ GHS 判定 データなし。

皮膚腐食性/ 刺激性 : ・ GHS 判定 データなし。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : ・ GHS 判定 データなし。

呼吸器感受性/皮膚感受性 : ・ GHS 判定 データなし。

生殖細胞変異原性 : ・ GHS 判定 データなし。

- ・ 変異原性が認められた既存化学物質等(平成 27 年 12 月 7 日現在)に該当しない。

発がん性 : ・ GHS 判定 データなし。

- ・ 日本産業衛生学会(2015), IARC(2015), NTP(2015)及びACGIH(2013)に記載なし。

生殖毒性 : ・ GHS 判定 データなし。

特定標的臓器毒性

単回曝露 : ・ GHS 判定 データなし。

反復曝露 : ・ GHS 判定 データなし。

吸引性呼吸器有害性 : ・ GHS 判定 データなし。

12 環境影響情報

水生環境急性/慢性有害性 : ・ GHS 判定 データなし。

オゾン層への有害性 : ・ GHS 判定 データなし。

- ・ フロン, ハロンでない。

魚毒性 : ・ 現在のところ知見なし。

分解性 : ・ 現在のところ知見なし。

蓄積性 : ・ Al 生物学的半減期 550 day ・ 吸収率 経口 = 0.1, 経気道 = 0.3

土壌中の移動性 : ・ 現在のところ知見なし。

13 廃棄上の注意

廃棄方法 : ・ 専門の業者に委託する。

特別管理産業廃棄物 : ・ 該当しない。

14 輸送上の注意

国連分類 : クラス 4.3(水反応可燃性物質 ; P. G I) 国連番号 : 3134

輸出統計 : 2830.90-000

輸入統計 : 2830.90-000

陸上輸送 :

- ・ 道路法 : 非危険物
- ・ 消防法 : 非危険物
- ・ 毒物及び劇物取締法 : 普通物 (毒物や劇物に該当しない)
- ・ 高圧ガス保安法 : 該当せず。

海上輸送：

- ・ 船舶安全法： 危険物 可燃性物質類 水反応可燃性物質
品名：その他の水反応可燃性物質(固体)(毒性のもの) 副次危険性：6.1 容器等級：I
積載場所 旅客船以外及び旅客が規定数以下の旅客船 甲板上／－； 旅客が規定数以上の旅客船 －
- ・ 港則法： 危険物 その他の危険物 可燃性物質類 水反応可燃性物質

航空輸送：

- ・ 航空法： 爆発物等輸送許容物件 可燃性物質類 水反応可燃性物質 品名：その他の水反応可燃性物質(固体)(毒性のもの)
ラベル：JM 等級：1

海洋汚染： ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律： ・ 海洋汚染物質に該当しない。

1 5 適用法令

◆規制条項

- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律：◇既存化学物質 9-2399
- ・ 労働基準法：◇規制なし。労働安全衛生法に重複する内容は省く。
- ・ 労働安全衛生法：◇危険物や名称通知対象物質，特定化学物質等に該当しない。
- ・ 毒物及び劇物取締法：◇普通物（毒物、劇物でない）
- ・ 消防法：◇非危険物（非届出物質）
- ・ 化学物質管理促進法（P R T R 法）：◇非該当
- ・ 道路法：◇非危険物
- ・ 船舶安全法：◆危険物 可燃性物質類 水反応可燃性物質
- ・ 港則法：◆危険物 その他の危険物 可燃性物質類 水反応可燃性物質
- ・ 航空法：◆爆発物等輸送許容物件 危険物 可燃性物質類 水反応可燃性物質
- ・ 外国為替及び外国貿易管理法
 - * 輸入貿易管理令：◇自由化品目
 - * 輸出貿易管理令：◆補完的輸出規制 16 項該当
- ・ 環境基本法：環境基準 ◆大気(浮遊粒子状物質) ◆水質(浮遊物質) ◇土壌(一)
- ・ 大気汚染防止法：◆粉塵、煤煙；煤塵
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律：◇特定物質でない。
- ・ 悪臭防止法：◇悪臭物質に該当しない。
- ・ 下水道法：◆水質基準(浮遊物質質量)
- ・ 水質汚濁防止法：◆排水基準(浮遊物質質量) ◇地下浸透規制(一)
- ・ 土壌汚染対策法：◇該当なし。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：◇特別管理産業廃棄物に該当しない。
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律：◇海洋汚染物質に該当しない。

1 6 その他

参考文献：

- 1) 日本化学会編，化学便覧 基礎編 改訂 5 版；丸善
- 2) 化学大辞典；共立出版
- 3) David R. Lide, CRC Handbook of Chemistry and Physics 88th Ed., CRC Press
- 4) P. G. Stecher et al. ; The Merck Index 11th Ed.
- 5) N. Irving Sax et. al., Hazardous Chemicals Desk Reference
藤原 鎮男 監訳；ザックス 有害物質データブック；丸善
- 6) 山県 登；微量元素；産業図書

注意事項： ・ 本情報は製品に対しての品質保証や安全保証をするものでなく、製品の危険，有害性等に関する情報を提供するものです。また、注意事項は通常の見取り扱いを対象としたものであって、特別な取り扱いをする場合は、用途・用法に適した安全対策をお願いいたします。